

租税特別措置法等（金融・証券税制関係）の改正

目 次	
一 非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所得等の非課税の改正	193
二 未成年者口座内の少額上場株式等に係 る配当所得及び譲渡所得等の非課税の改 正	201
三 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に 係る所得計算等の特例等の改正	208
四 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算 及び繰越控除の改正	211
五 障害者等の少額貯蓄非課税制度の改正	212
六 告知又は告知書等に記載をすべき事項 等の改正	214
七 無記名公社債の利子等の帰属に関する 特則の廃止	219
八 先物取引に係る雑所得等の課税の特例 等の改正	219
九 特定の取締役等が受ける特定外国新株 予約権の行使による株式の取得に係る経 済的利益の非課税等の廃止	221
十 特定中小会社が発行した株式に係る課 税の特例の改正	222
十一 特定新規中小会社が発行した株式を 取得した場合の課税の特例の改正	223
十二 金融機関等の受ける利子所得等に対 する源泉徴収の不適用の改正	227

一 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 配当所得の非課税措置の内容

居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきその非課税管理勘定に係る次に掲げる非課税口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限ります。）については、所得税を課さないこととされています（措法9の8）。

① 金融商品取引所に上場されている株式等その他これに類する一定の株式等の配当等で、

内国法人から支払がされるその配当等の支払に係る基準日においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の3以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含みます。）又は出資を有する者（大口株主等）がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配

③ 特定投資法人の投資口の配当等

（注1）上記の「非課税管理勘定」とは、居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいま

す。）への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「振替記載等」といいます。）に係る契約に基づき口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、その記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。

（注2）上記の「非課税口座内上場株式等」とは、非課税上場株式等管理契約（下記(4)③参照）に基づき非課税口座に振替記載等がされている上場株式等をいいます。

(2) 譲渡所得等の非課税措置の内容

居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に、その非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税を課さないこととされています（措法37の14①）。

一方、非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされています（措法37の14②）。

(3) 非課税口座から非課税口座内上場株式等の払出しがあった場合の取扱い

① みなし譲渡

次のイからハまでに掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含みます。）があった場合には、その払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その払出事由が生じた時に、その払出し時の金

額（価額）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものとみなして、この非課税措置及び非課税口座年間取引報告書の提出（下記(5)③参照）に関する規定その他所得税に関する法令の規定を適用することとされています（措法37の14④）。

イ ①非課税口座から他の上場株式等の振替記載等に係る口座（以下「他の保管口座」といいます。）への移管、②非課税口座内上場株式等に係る有価証券のその居住者等への返還又は③非課税口座の廃止

ロ 贈与又は相続若しくは遺贈

ハ 非課税上場株式等管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡

（注）このみなし譲渡によって、払出し時の金額（価額）で非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものとみなされることから、払出し時の金額までの金額に対応する損益（取得価額との差額）は非課税又はないものとされます。

② 払い出された株式の取得価額

上記①イの①他の保管口座への移管、②有価証券の返還又は③非課税口座の廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設している（又は開設していた）居住者等については、その移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもってその①他の保管口座への移管、②有価証券の返還又は③非課税口座の廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数のその非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなすこととされています（措法37の14④）。また、上記①ロ及びハの事由により非課税口座から払い出された非課税口座内上場株式等は、その払出し時の金額で譲渡があったものとみなされるため、上記①イからハまでの事由により非課税口座から払い出された上場株式等のその払出し後の

取得価額は、その払出し時の金額によることとなります。

③ 払出し時の金額

上記の払出し時の金額とは、次に掲げる株式等の区分に応じそれぞれ次に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額をいうこととされてきました（旧措令25の13④）。

イ 取引所売買株式等（その売買が主として金融商品取引所（外国の法令に基づき設立されたものを含みます。）において行われている株式等をいいます。）

金融商品取引所において公表された払出事由が生じた日におけるその取引所売買株式等の最終の売買の価格に相当する金額

ロ 店頭売買株式等（店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいいます。）

金融商品取引法の規定により公表された払出事由が生じた日におけるその店頭売買株式等の最終の売買の価格に相当する金額

ハ その他価格公表株式等（上記イ又はロに掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者（株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいいます。）によって公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいいます。）

価格公表者によって公表された払出事由が生じた日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格に相当する金額

（注） 投資信託の受益権の基準価額はこれに該当します。

ニ 上記イからハまでに掲げる株式等以外の株式等

その株式等の払出事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額

（注） 上記イからハまでの株式等について、公

表された払出事由が生じた日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とします。

(4) 非課税口座の要件等

① 非課税口座の意義

「非課税口座」とは、居住者等が、上記(1)から(3)までの非課税措置等の適用を受けるため、一定の手續に従い、その口座を設定しようとする年の属する勘定設定期間の非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下「非課税適用確認書等」といいます。）を添付した非課税口座開設届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した非課税上場株式等管理契約に基づき平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（その口座において非課税上場株式等管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいうこととされています（措法37の14⑤一）。

② 非課税適用確認書等の記載事項

イ 上記①の「非課税適用確認書」とは、居住者等の申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、その者の氏名、生年月日、勘定設定期間として次の表に掲げる期間のいずれかの期間、その勘定設定期間の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準日における国内の住所その他一定の事項の記載のあるものをいうこととされてきました（旧措法37の14⑤三、旧措令25の13⑫、旧措規18の15の3⑤）。

	勘定設定期間	基準日
(イ)	平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	平成25年1月1日
(ロ)	平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間	平成29年1月1日
(ハ)	平成34年1月1日から平成35年12月31日までの期間	平成33年1月1日

- ロ 上記①の「非課税管理勘定廃止通知書」とは、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の非課税口座に設けようとする場合に、その旨その他一定の事項を記載した金融商品取引業者等変更届出書をその金融商品取引業者等に提出し、その金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受ける書類で、その者の氏名、生年月日、非課税管理勘定を廃止した年月日、その提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含みます。以下同じです。）に記載された基準日における国内の住所その他一定の事項の記載のあるものをいうこととされてきました（措法37の14⑤四、旧措規18の15の3⑥）。
- ハ 上記①の「非課税口座廃止通知書」とは、非課税口座を開設している居住者等がその非課税口座について本非課税措置の適用を受けることをやめようとする場合に、その旨その他一定の事項を記載した非課税口座廃止届出書をその金融商品取引業者等に提出し、その金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受ける書類で、その者の氏名、生年月日、非課税口座を廃止した年月日、その廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無、その

提出者からその非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日における国内の住所その他一定の事項の記載のあるものをいうこととされてきました（措法37の14⑤五、旧措規18の15の3⑦）。

③ 非課税上場株式等管理契約の意義

この非課税措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいうこととされています（措法37の14⑤二、措令25の13⑥～⑩、措規18の15の3③）。

イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた非課税管理勘定において行うこと。

ロ 非課税管理勘定は、その居住者等から提出を受けた非課税適用確認書等に記載された勘定設定期間においてのみ設けられること。

ハ 非課税管理勘定は、一定の場合を除きその勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。

ニ 非課税管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等（ストックオプション税制（措法29の2、旧措法29の3）の適用を受けて取得をした上場株式等を除きます。）のみを受け入れること。

(イ) 次に掲げる上場株式等で、その口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代価、払込金額又は移管に係る払出し時の金額（価額）をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの

i その期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場

株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（公募に限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの

- ii その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定又はその金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、一定の手続の下で移管がされる上場株式等

(ロ) 上記イのほか、一定の上場株式等

(注) 上記ニのストックオプション税制のうち「特定の取締役等が受ける特定外国新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（旧措法29の3）」は、適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました。

ホ その非課税管理勘定において振替記載等がされている上場株式等の譲渡は、金融商品取引業者等への売委託による方法等によること。

ヘ その他一定の事項

(5) 非課税口座に関するその他の手続等

① 非課税適用確認書の交付申請書の提出

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、その居住者等の氏名、住所、個人番号及び基準日における国内の住所等を記載した交付申請書に、基準日における国内の住所を証する住民票の写しその他の書類を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならないこととされていました（旧措法37の14⑥、旧措令25の13⑬、旧措規18の15の3⑨）。

② 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長への提供事項の提供

次に掲げる金融商品取引業者等の営業所の長は、それぞれ次に定める事項（以下「提供事項」といいます。）を、特定電子情報処理組織（e-Tax）を使用して提供事項を送信する方法により、その金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされていました（措法37の14⑨⑬⑯⑲⑳㉑、措令25の13の2④、25の13の3②、旧措規18の15の3⑯⑱㉑㉒、18の15の4③、18の15の5）。

イ 非課税適用確認書の交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長……その申請書に記載された事項

ロ 非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長……その非課税適用確認書の提出をした居住者等の氏名、個人番号、基準日及び基準日における国内の住所その他一定の事項

ハ 金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長……その金融商品取引業者等変更届出書を提出した者の氏名、個人番号、その金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日及び基準日における国内の住所その他一定の事項

ニ 非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長……その非課税口座廃止届出書を提出した者の氏名、個人番号、その非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日及び基準日における国内の住所その他一定の事項

ホ 非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含みます。以下「廃止通知書」といいます。）の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長……その廃止通知書を提出した居住者等の氏名、個人番号、その廃止通知書に記載された基

準日及び基準日における国内の住所その他一定の事項

ヘ 非課税口座異動届出書（氏名又は個人番号の変更に係るものに限ります。）の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長又は非課税口座移管依頼書の提出の際に經由した移管前の営業所の長……その非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書に記載された事項、その非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日及び基準日における国内の住所その他一定の事項

ト 事業の譲渡、法人の合併・分割又は金融商品取引業者等の営業所の新設・廃止若しくは業務を行う区域の変更により、居住者等が金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に関する事務の全部が、他の金融商品取引業者等の営業所又は同一の金融商品取引業者等の他の営業所（以下「移管先の営業所」といいます。）に移管（以下「事業譲渡等による移管」といいます。）された場合におけるその移管先の営業所の長……事業譲渡等による移管があった旨、その移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日及び基準日における国内の住所その他一定の事項

③ 非課税口座年間取引報告書の提出

金融商品取引業者等は、その年においてその金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座で非課税管理勘定が設けられていたものがある場合には、その非課税口座を開設した居住者等の各人別に、その非課税管理勘定の設定の際に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された基準日及び基準日における国内の住所その他一定の事項を記載した非課税口座年間取引報告書を非課税口座ごとに作成し、その年の翌年1月31日までに、

その金融商品取引業者等のその非課税口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされてきました（措法37の14②⑥、旧措規18の15の9②）。

④ 未成年者口座の開設者が20歳に到達した場合の非課税口座の自動開設

未成年者口座を開設している居住者等が平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日において居住者等が20歳である年に限ります。）の1月1日において金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している場合には、その居住者等は同日においてその金融商品取引業者等の営業所の長に非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書の提出等をしたものとみなして本非課税措置が適用されます（措法37の14②④）。したがって、未成年者口座を開設している居住者等は、特段の手続を行うことなく、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に非課税口座が開設されることとなります。

（注）未成年者口座の意義等については、後述「二 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の改正」を参照してください。

⑤ 出国届出書の提出

非課税口座を開設している居住者等が出国により居住者等に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国をする日の前日までに、出国をする旨その他一定の事項を記載した出国届出書をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならないこととされています（措令25の13の4①）。

2 改正の内容

(1) 基準日における国内の住所の記載及びその住所を証する書類の添付不要並びに勘定設定期間の変更

① 基準日の廃止及び勘定設定期間の改正

本非課税措置では、これまで非課税適用確認書の交付申請書に記載する基準日における国内の住所を用いて同一人物による非課税口座の重複開設の有無を確認していましたが、平成28年より個人番号制度（マイナンバー）が導入されたことに伴い、今後は、この個人番号を利用して重複開設の有無を確認することとされました。このため、平成30年分以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書については、基準日における国内の住所の記載及びその住所を証する書類の添付が不要とされました。これに伴い、④平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間及び⑤平成34年1月1日から平成35年12月31日までの期間とされていた平成30年分以後の勘定設定期間が、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間に統一されました（措法37の14⑤三・⑥）。

上記の改正の結果、本非課税措置における勘定設定期間は、次に掲げるいずれかの期間となります。

- イ 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間
- ロ 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間
- ② 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書の提出に関する経過措置

納税者の手続を簡素化する観点から、上記①の改正に伴う経過措置として、平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成29年10月1日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしているものは、同日にその金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなすこととされました。ただし、

その居住者等からその金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成29年9月30日までに、この経過措置の適用を受けることを希望しない旨その他一定の事項を記載した書類の提出があった場合には、この経過措置の適用はありません（改正法附則73②③、改正措規附則14）。

この経過措置の適用により、平成29年10月1日において非課税口座を開設している者で個人番号の告知をしているものは、特段の手続を行うことなく平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けることができ、簡便に本非課税措置を継続して適用できることとなります。

なお、金融商品取引業者等の営業所の長は、本経過措置の対象となる居住者等に対し、平成29年10月15日までに、本経過措置の適用により非課税適用確認書の交付申請書が提出されたこととなった旨の通知（平成29年10月1日前に通知する場合には、提出されたこととなる見込みである旨の通知）をしなければならないこととされています（改正法附則73④）。

③ 非課税適用確認書等の記載事項の改正

上記①の改正に伴い、非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書並びに非課税口座年間取引報告書が平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間に係るものである場合には、基準日及び基準日における国内の住所の記載は不要とされました（措法37の14⑤三、措規18の15の3⑤～⑦）。

④ 金融商品取引業者等の営業所の長が提供することとされている事項の改正

上記①の改正に伴い、金融商品取引業者等の営業所の長が次のイからハまでに掲げる場合に該当してその営業所の所在地の所轄税務署長に一定の事項を提供する場合に、その提供に係る事項が平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間に係るもので

あるときは、基準日及び基準日における国内の住所の提供は不要とされました（措規18の15の3⑥②②④⑤、18の15の4③、18の15の5）。

イ 非課税適用確認書等の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が、その提出を受けた非課税適用確認書等に記載された事項を提供する場合（上記1(5)②ロ又はホ参照）

ロ 金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書、非課税口座異動届出書又は非課税口座移管依頼書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が、これらの書類の提出の日以前の直前に提出を受けた非課税適用確認書等に記載された事項を提供する場合（上記1(5)②ハ、ニ及びヘ参照）

ハ 事業譲渡等による移管がされたときにおけるその移管先の営業所の長が、その移管がされた非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定を設定する際に提出を受けた非課税適用確認書等の事項を提供する場合（上記1(5)②ト参照）

(2) 未成年者口座の開設者が20歳に到達した場合において自動開設された非課税口座に係る書類の記載事項及び提供事項の改正

① 非課税管理勘定廃止通知書等の記載事項の改正

上記1(5)④のとおり、金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が20歳に到達した場合には、何らの手続きを行うことなくその営業所に非課税口座が開設されることとなっていますが、この自動開設の場合にはその居住者等はその営業所の長に非課税適用確認書を提出していないため、その営業所の長は、その居住者等の基準日における国内の住所等は把握していないこととなります。このため、この自動開設により非課税口座が開設されている場合には、その営

業所の長は、非課税管理勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書及び非課税口座年間取引報告書には非課税適用確認書の整理番号、基準日及び基準日における国内の住所に代えて、その未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記載することとされました（措規18の15の3⑥⑦、18の15の9②）。

② 金融商品取引業者等の営業所の長が提供することとされている事項の改正

上記①と同様に、非課税口座が自動開設されたものである場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が上記(1)④イからハまでに掲げる場合に該当してその営業所の所在地の所轄税務署長に提供する事項のうち非課税適用確認書の整理番号、基準日及び基準日における国内の住所については、これらの事項に代えて、その未成年者口座の開設の際に提出された未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を提供することとされました（措規18の15の3⑥②④⑤、18の15の4③、18の15の5）。

(注) 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの勘定設定期間についての事項を提供する場合には、上記(1)④のとおり、基準日及び基準日における国内の住所の通知は不要とする改正が行われています。

(3) 非課税口座内上場株式等が国外転出時課税制度の対象となる場合の時価評価日の見直し

① 時価評価日の見直し

本非課税措置の適用対象者は居住者等となっていることから、非課税口座を開設している居住者等が国外転出（出国）をして居住者等に該当しないこととなる場合には、その口座は国外転出の日に廃止され、上記1(3)のとおり、その非課税口座内の上場株式等はその国外転出の時に、その国外転出の日の時価で譲渡したものとみなされて非課税の適用を受

けることとなります。一方、居住者が納税管理人の届出をしないで国外転出をする場合には、その国外転出の時までに準確定申告をすることになりますが、時価1億円以上の有価証券等の対象資産を有する居住者については、その国外転出の時に有する有価証券等をその国外転出の日の3月前の日の時価で譲渡したものとみなして課税（国外転出時課税）がされます（所法60の2①二）。

このため、非課税口座内上場株式等の価額が国外転出の日の3月前の日よりも国外転出時に下落している場合には、その下落により生じた差額については非課税の対象となるか疑義が生じていたところですが、この部分についても非課税の対象となることを明確化する観点から、本特例と国外転出時課税制度の時価評価日を揃えることとされました。具体的には、払出事由が生じた日の属する年分において、非課税口座を開設している居住者等が国外転出の予定日から起算して3月前の日における有価証券等の価額相当額により国外転出時課税制度の適用を受けるときは、その国外転出の時にその居住者等が有している非課税口座内上場株式等の払出し時の金額は、同日（3月前の日）における有価証券

等の価額相当額とすることとされました（措令25の13④）。

② 出国届出書の記載事項の追加

上記①の改正に伴い、非課税口座を開設している者が出国をする日の属する年分において国外転出の予定日から起算して3月前の日における有価証券等の価額相当額により国外転出時課税制度の適用を受けるときは、その出国をする日の前日までに提出することとされている出国届出書に、その適用を受ける旨を記載することとされました（措規18の15の6）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、平成30年分以後の非課税管理勘定について適用されます（措法37の14⑥等）。
- (2) 上記2(2)及び(3)①の改正は、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については従前どおりとされます（改正措令附則2）。
- (3) 上記2(3)②の改正は、平成28年4月1日以後に提出する出国届出書について適用され、同日前に提出された出国届出書については従前どおりとされます（改正措規附則13）。

二 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 配当所得の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべきその未成年者口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものであるものに限り）

については、所得税を課さないこととされています（措法9の9①）。

- ① 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間
- ② 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日までの間

(注1) 上記の「非課税管理勘定」とは、未成年者口座管理契約に基づき振替記載等（振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託をいいます。）がされる上場株式等につき、その記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成28年から平成35年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤三）。

(注2) 上記の「継続管理勘定」とは、未成年者口座管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につき、その記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成36年から平成40年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤四）。

(注3) 上記の「未成年者口座内上場株式等」とは、未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。）に記載若しくは記録がされ、又はその未成年者口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。

(2) 譲渡所得等の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、上記(1)①及び②に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ上記(1)①及び②に定める期間内に、その未成年者口座内上場株式等のその未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税を課さないこととされています（措法37の14の2①）。

一方、未成年者口座管理契約に基づく未成年者口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされています（措法37の14の2②）。

(3) 未成年者口座から未成年者口座内上場株式等の払出しがあった場合のみなし譲渡

次の①から③までに掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含みます。）があった場合には、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その払出事由が生じた時に、その払出し時の金額（時価）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものとみなして、この非課税措置及び未成年者口座年間取引報告書の提出に関する規定その他所得税に関する法令の規定を適用することとされています（措法37の14の2④）。この場合の払出し時の金額は、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税と同様です（前述一(3)③を参照）。

① 未成年者口座管理契約に従って行う④未成年者口座から他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座（以下「他の保管口座」といいます。）への移管又は⑤未成年者口座内上場株式等に係る有価証券のその居住者等への返還

② 相続又は遺贈

③ 次に掲げる事由でその居住者等の基準年の1月1日以後に生じたもの

イ 未成年者口座の廃止

ロ 贈与

ハ 未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡

(注1) 上記③の基準年とは、その居住者等が3月31日において18歳である年をいいます。

(注2) このみなし譲渡によって、払出し時の金額（時価）で未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものとみなされることから、払出し時の金額までの金額に対応する損益（取得価額との差額）は非課税又はないとされます。

(4) 未成年者口座の要件等

① 未成年者口座の意義

「未成年者口座」とは、居住者等（その年1月1日において20歳未満である者又はその年中に出生した者に限ります。）が、上記(1)から(3)までの非課税措置等の適用を受けるため、一定の手續に従い、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付した未成年者口座開設届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき平成28年4月1日から平成35年12月31日までの間に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（その口座において未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限りま

す。）をいいます（措法37の14の2⑤一）。

(注1) 上記の「未成年者非課税適用確認書」とは、居住者等の申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、その者の氏名、生年月日、税務署長がその未成年者非課税適用確認書を作成した年月日その他一定の事項の記載のあるものをいうこととされています（措法37の14の2⑤七、措規18の15の10⑩）。

(注2) 上記の「未成年者口座廃止通知書」とは、未成年者口座を開設している居住者等がその未成年者口座について本非課税措置の適用を受けることをやめようとする場合に、その旨その他一定の事項を記載した未成年者口座廃止届出書をその金融商品取引業者等に提出し、その金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受

ける書類で、その者の氏名、生年月日、未成年者口座を廃止した年月日、その廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無その他一定の事項の記載のあるものをいうこととされています（措法37の14の2⑤八、措規18の15の10⑪）。

② 未成年者口座管理契約の意義

この非課税措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいいます（措法37の14の2⑤二、措令25の13の8③～⑨、同条⑰において準用する措令25の13⑥⑦⑩、措規18の15の10③～⑧）。

イ 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において行うこと。

ロ その非課税管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等（ストックオプション税制の適用を受けて取得をしたものを除きます。）のみを受け入れること。

(イ) 次に掲げる上場株式等で、その口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円を超えないもの

i その期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（公募に限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

ii その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、一定の手續の下で移管がされる上場株

式等

(ロ) 上記(イ)のほか、一定の上場株式等

ハ 継続管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) その口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、その継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等で、その移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

(ロ) 上記(イ)のほか、一定の上場株式等

ニ その非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替記載等がされている上場株式等の譲渡は、金融商品取引業者等への売委託による方法等によること。

ホ 次に掲げる上場株式等は、それぞれ次に定める移管をすること。

(イ) その口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）において有するその非課税管理勘定に係る上場株式等（その非課税管理勘定が設けられた口座の他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定への移管がされるものを除きます。）……次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

i 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてその居住者等が18歳未満である場合……その5年経過日の翌日に行うその口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ii 上記 i に掲げる場合以外の場合……その5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

(ロ) その居住者等がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等

……同日の翌日に行う他の保管口座への移管

ヘ その非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、その居住者等の基準年の前年12月31日までは、次によること。

(イ) その上場株式等のその非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられた口座から他の保管口座でその口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又はその上場株式等に係る有価証券のその居住者等への返還をしないこと。ただし、災害等の一定の事由が生じたことによる移管若しくは返還（以下「災害等による返還等」といいます。）を行う場合又はその上場株式等の金融商品取引所への上場が廃止された場合等の一定の事由（以下「上場等廃止事由」といいます。）による移管若しくは返還を行う場合を除きます。

(ロ) その上場株式等の未成年者口座管理契約に定められた方法以外の方法による譲渡で一定のもの以外のもの（その譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、その口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われぬものに限りません。）又は贈与をしないこと。

(ハ) その上場株式等の譲渡の対価又はその上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（下記④ハにおいて「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに課税未成年者口座に預入れ又は預託をすること。

ト その口座につき上記ホ若しくはヘに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じた時にその口座及びその口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止すること。

チ 未成年者口座を開設している居住者等の

基準年の前年12月31日までにその者が出国により居住者等に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国をする日の前日までに、その旨、その未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを課税未成年者口座に移管することを依頼する旨その他一定の事項を記載した出国移管依頼書を、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出すること。

リ その他一定の事項

③ 課税未成年者口座の意義

未成年者口座を開設した居住者等が、その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等と一定の関係にある法人の営業所に開設している特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（これらの口座において課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）で、その未成年者口座と同時に設けられるものをいうこととされてきました（旧措法37の14の2⑤五、措令25の13の8⑩）。

④ 課税未成年者口座管理契約の意義

この非課税措置の適用を受ける居住者等が、特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座を開設する際に未成年者口座を開設する金融商品取引業者等と締結した契約（未成年者口座管理契約と同時に締結されるものに限ります。）で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいいます（措法37の14の2⑤六、措令25の13の8⑪～⑬、同条⑰において準用する措令25の13⑦）。

イ 上場株式等の振替記載等又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、特定口座に関する定めにかかわらず、その記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若

しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定において行うこと。

(注) 上記の「課税管理勘定」とは、課税未成年者口座管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、その記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。

ロ 課税管理勘定において振替記載等がされている上場株式等の譲渡は、特定口座に関する定めにかかわらず、金融商品取引業者等への売委託による方法等によること。

ハ 上場株式等に係る譲渡対価の金銭等（上記②へ(イ)参照）は、その受領後直ちにその口座に預入れ又は預託をすること。

ニ その口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及びその口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、その居住者等の基準年の前年12月31日までは、次に定めるところによること。

(イ) 上場株式等のその口座から他の保管口座への移管又はその上場株式等に係る有価証券のその居住者等への返還をしないこと。

(ロ) その上場株式等の課税未成年者口座管理契約に定められた方法以外の方法による譲渡で一定のもの以外のもの又は贈与をしないこと。

(ハ) 金銭その他の資産のその口座からの払出しをしないこと。

ホ その口座につき、上記ハ若しくはニに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じた時にその口座及びその口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止すること。

ヘ 居住者等の基準年の1月1日において、その口座が開設されている金融商品取引業

者等に重複して開設されているその口座以外の特定口座があるときは、同日にその口座（特定口座である口座に限ります。）を廃止すること。

ト 金融商品取引業者等の営業所の長に出国移管依頼書を提出した個人がその金融商品取引業者等と締結した課税未成年者口座管理契約及びその履行については、その出国の時から帰国の時までの間は、その個人を居住者とみなして課税未成年者口座及び課税未成年者口座管理契約に関する取り決め（上記口及びへに関する事項を除きます。）を適用すること。

チ その他一定の事項

(5) 未成年者口座に関するその他の手続

① 未成年者出国届出書の提出等

未成年者口座を開設している居住者等の基準年の1月1日以後にその者が出国により居住者等に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国をする日の前日までに、その旨その他一定の事項を記載した未成年者出国届出書を、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません。

未成年者口座を開設している居住者等の基準年の1月1日以後にその者が出国により居住者等に該当しないこととなった場合には、その者は、その出国の時に未成年者口座廃止届出書をその未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなされることとされてきました（旧措令25の13の8^⑰において準用する旧措令25の13の4）。

② 金融商品取引業者等の営業所における未成年者口座に関する書類の整理保存

金融商品取引業者等の営業所の長は、次に掲げる書類について各人別に整理し、次に定める日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされてきました（旧措

規18の15の10^⑰において準用する措規18の15の8^⑰）。

イ その金融商品取引業者等の営業所の長が受理し、又は提出若しくは送付を受けた未成年者口座開設届出書、未成年者口座内上場株式等移管依頼書、未成年者非課税適用確認書、未成年者口座廃止通知書、未成年者口座廃止届出書、出国移管依頼書等、未成年者口座異動届出書、未成年者口座移管依頼書及び未成年者出国届出書（以下「未成年者口座開設届出書等」といいます。）……これらの届出書等に係る未成年者口座が廃止された日から5年を経過する日

ロ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書……その申請書の提出をした者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日

2 改正の内容

(1) 未成年者口座内上場株式等が国外転出時課税の対象となる場合の時価評価日の見直し

① 時価評価日の見直し

前述「一 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の改正」の2(3)①の改正と同様に、国外転出時課税制度（所法60の2）と本非課税措置の時価評価日を揃える観点から、払出事由が生じた日の属する年分において、未成年者口座を開設している居住者等が国外転出の予定日から起算して3月前の日における有価証券等の価額相当額により国外転出時課税制度の適用を受けるときは、その国外転出の時においてその居住者等が有している未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額は、同日における有価証券等の価額相当額とすることとされました（措令25の13の8^⑰において準用する措令25の13^④）。

② 出国移管依頼書及び未成年者出国届出書の記載事項の改正

上記①の改正に伴い、未成年者口座を開設

している者が出国をする日の属する年分において国外転出の予定日から起算して3月前の日における有価証券等の価額相当額により国外転出時課税制度の適用を受けるときは、その出国をする日の前日までに提出することとされている出国移管依頼書又は未成年者出国届出書に、その適用を受ける旨を記載することとされました（措規18の15の10⑦、同条⑰において準用する措規18の15の6）。

(2) 課税未成年者口座の要件の見直し

改正前の制度では、特定口座や預貯金口座など各々の口座を「課税未成年者口座」と観念していましたが、これを改め、特定口座や預貯金口座などの複数の口座から構成される口座を「課税未成年者口座」として観念することとされました。具体的には、「課税未成年者口座」とは、未成年者口座を開設した居住者等が、その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等と一定の関係にある法人の営業所に開設している特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（これらの口座において課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り。）により構成されるもので、その未成年者口座と同時に設けられるもの（2つ以上の特定口座を含まないものに限り。）をいうこととされました（措法37の14の2⑤五）。

これにより、未成年者口座と同時に設けられていない特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座についても、課税未成年者口座を構成する口座として組み入れることが可能となります。

(3) 出国移管依頼書を提出せずに出国した場合の未成年者口座廃止届出書のみなし提出の明確化 本非課税措置の適用対象者は居住者等となっ

ていることから、未成年者口座を開設している居住者等が出国により居住者等に該当しないこととなった場合には、その出国の日からは非課税の適用を受けることはできません。このため、未成年者口座を開設している居住者等が出国により居住者等に該当しないこととなる場合において、その出国をする日の前日までに出国移管依頼書を提出せずに基準年の1月1日前に出国した場合には、その者は、未成年者口座廃止届出書をその未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなすことが明確に規定されました（措令25の13の8⑰において準用する措令25の13の4）。

(4) 金融商品取引業者等の営業所における書類の保存義務の改正

金融商品取引業者等の営業所の長は、次に掲げる書類について、次に定める日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされました（措規18の15の10⑰において準用する措規18の15の8）。

- ① 上記1(5)②イの未成年者口座開設届出書等……次のイ又はロに掲げる日のいずれか遅い日
イ 未成年者口座開設届出書等に係る未成年者口座が廃止された日
ロ 前述一1(5)④（未成年者口座の開設者が20歳に到達した場合の非課税口座の自動開設）によりその金融商品取引業者等の営業所の長に非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書の提出があったものとみなされた日の属する勘定設定期間（前述一2(1)①を参照）の終了の日の翌日から5年を経過する日
- ② 未成年者非課税適用確認書の交付申請書……次のイ又はロに掲げる日のいずれか遅い日
イ その申請書の提出をした者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日
ロ 前述一1(5)④（未成年者口座の開設者が

20歳に到達した場合の非課税口座の自動開設）によりその金融商品取引業者等の営業所の長に非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書の提出があったものとみなされた日の属する勘定設定期間の終了の日

3 適用関係

(1) 上記2(1)①、(2)及び(3)の改正は、平成28年分

以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については従前どおりとされます（改正法附則57、改正措令附則2）。

(2) 上記2(1)②の改正は、平成28年4月1日以後に提出する出国移管依頼書又は未成年者出国届出書について適用し、同日前に提出された出国移管依頼書又は未成年者出国届出書については従前どおりとされます（改正措規附則15②④）。

三 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例

① 居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座（その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座）に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。）に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）の譲渡をした場合には、その特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とその他の特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3①、措令25の10の2①前段）。

② 信用取引又は発行日取引（以下「信用取引等」といいます。）を行う居住者等が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とその

信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3②、措令25の10の2③）。

③ 特定口座とは、居住者等が、上記①又は②の特例の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に、その口座の名称、その口座に設ける勘定の種類、上記①又は②の特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した特定口座開設届出書を提出して、その金融商品取引業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（その口座においてこれらの契約及び上場株式配当等受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り。）をいうこととされています（措法37の11の3③一）。

(2) 特定口座を開設していた居住者等が出国により居住者等に該当しないこととなった場合の取扱い

① 特定口座開設届出書の提出をした居住者等が、その提出後、出国により居住者等に該当しないこととなった場合には、特定口座廃止

届出書を特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなされます（措令25の10の5①）。

- ② 居住者等が、特定口座開設届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所に開設されていた特定口座（以下「出国前特定口座」といいます。）に係る特定口座内保管上場株式等の全てにつき、出国をした後引き続きその金融商品取引業者等の営業所に開設されている口座（以下「出国口座」といいます。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又はその出国口座において保管の委託をし、かつ、帰国（居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当することとなることをいいます。）をした後再びその金融商品取引業者等の営業所に設定する特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又はその特定口座に保管の委託をしようとするときは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、その出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその出国口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「出国口座内保管上場株式等」といいます。）をその特定口座に移管することができることとされてきました（旧措令25の10の5②）。

イ その居住者等が、出国をする日までに、特定口座継続適用届出書（出国前特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又はその出国口座に保管の委託をする旨その他一定の事項を記載した書類をいいます。）をその金融商品取引業者等の営業所の長に提出すること。

ロ その居住者等が、帰国をした後、その金融商品取引業者等の営業所の長に特定口座開設届出書の提出をする際、その特定口座開設届出書とともに出国口座内保管上場株式等移管依頼書（その出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその出国口座に保管の委託がされている上場

株式等をその特定口座に移管することを依頼する旨、移管する上場株式等の種類、銘柄、数その他一定の事項を記載した書類をいいます。）を提出すること。

- ハ その居住者のうちその出国の日の属する年分の所得税につき国外転出時課税制度（所法60の2①⑩）の適用を受けたものが、帰国をした後、特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出の際に、「国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例（所法153の2）」の適用に係る更正の請求書の提出の有無を明らかにするとともに、その更正の請求書を提出している場合にはその更正の請求書の写し及び更正通知書又はその写しを提出すること。

ニ 上記ハの居住者が国外転出（出国）の日から5年を経過する日（10年間の納税の猶予を受けている者については、10年を経過する日）までに帰国をした場合には、その帰国の日から4月を経過した日（同日が、国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例に基づく更正の請求をした者のその請求に基づく更正の日前である場合にあっては、同日）以後に出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出をすること。

2 改正の内容

国外転出時課税制度（所法60の2）の改正に伴い、上記1(2)②の出国口座内保管上場株式等を特定口座に移管をする場合の手続等について、次の改正が行われました。

(1) 国外転出をした者が帰国をした場合等の修正申告の特例の創設等に伴う措置

国外転出時課税制度の適用を受けた場合には、特定口座内保管上場株式等についても国外転出等の時の価額で譲渡し、その価額で再取得したものとみなされるため、国外転出時課税制度の適用を受けて出国口座に移管した出国口座内保

管上場株式等を帰国の後に特定口座に移管する場合には、国外転出時課税制度の適用後の取得価額により行われる必要があります。ただし、国外転出（出国）の日から5年（又は10年）以内に帰国等をした場合には、国外転出時課税制度の適用を取り消すことができることとされており（所法60の2⑥）、更正の請求の特例（所法153の2）の適用によってこの課税の取消しの適用を受けた場合には、国外転出時課税制度の適用前の取得価額で出国口座から特定口座に移管される必要があります。この国外転出時課税制度による課税の取消しはこれまで更正の請求のみが認められていましたが、今回の改正において、国外転出時課税制度の適用によって譲渡損失が生じた場合等における課税の取消しの方法として、「国外転出をした者が帰国をした場合等の修正申告の特例（所法151の2）」が創設されました。

この修正申告の特例の創設等に伴い、国外転出時課税制度の適用を受けた出国口座内保管上場株式等を特定口座に移管しようとする居住者等は、帰国をした後、特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出の際に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類を提出しなければならないこととされました（措令25の10の5②三、措規18の13③）。

① その居住者が修正申告の特例（所法151の2）の適用を受けた場合

修正申告書の写し。ただし、その修正申告書の提出後に、その居住者が再び修正申告書を提出し、又は更正があった場合には、その居住者の次に掲げる書類で国外転出時課税制度の適用に係る金額を証する書類（以下「価額証明書類」といいます。）。

イ 再び提出したその修正申告書の写し

ロ その更正に係る次に掲げる書類

(イ) 更正通知書（その更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正通知書又はその写し及びその更正通知書に

係る更正請求書の写し。以下「更正通知書等」といいます。）

(ロ) 再調査決定書、裁決書若しくは確定判決の判決書若しくは調書又はこれらの書類の写し

② その居住者が更正の請求の特例（所法153の2）の適用を受けた場合……更正の請求に基づく更正に係る更正通知書等又はその写し（その更正の請求に基づく更正後に、その居住者が修正申告書を提出し、又は更正があった場合には、その居住者の価額証明書類）

③ その居住者が上記①の修正申告の特例又は上記②の更正の請求の特例の適用を受けなかった場合……その居住者の出国の日の属する年分の所得税に係る確定申告書の写し又は決定通知書若しくはその写し（その確定申告書の提出又は決定の後に、その居住者が修正申告書を提出し、又は更正があった場合には、その居住者の価額証明書類）

(注) 上記①から③までの更正には、更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含みます。

(2) 国外転出時課税制度における取得価額の洗替えの適用の見直しに伴う措置

今回の改正により、国外転出の日の属する年分の所得税につき、国外転出時課税制度の適用を受ける居住者が、その年分の所得税につき確定申告書の提出及び決定がされていない場合並びに国外転出の日の属する年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上国外転出時課税制度の適用に係る収入金額が総収入金額に算入されていない場合には、その国外転出の時に保有していた有価証券等について、その国外転出の時にける価額をもって再取得したものとみなす措置等を適用しないこととされました（所法60の2④）。

この有価証券等の再取得をしたものとみなす措置を適用しないこととされた者が出国口座内保管上場株式等を特定口座に移管しようとする

場合には、国外転出の時に保有をしていた有価証券等の取得価額について国外転出時の価額への洗替えが行われず、修正申告の特例又は更正の請求の特例の適用はできないことから、これらの者は特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出の際に、上記(1)①から③までの書類の提出は不要とされました（措令25の10の5②三）。

(3) 国外転出時課税制度の適用者に係る出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出日の改正

出国口座内保管上場株式等を特定口座に移管しようとする居住者等でその出国の日の属する年分の所得税につき国外転出時課税制度の適用を受けた者が国外転出（出国）の日から5年を経過する日（10年間の納税の猶予を受けている者については、10年を経過する日。以下「満了基準日」といいます。）の翌日から満了基準日以後4月を経過する日までの間に帰国をした場合には、その満了基準日から4月を経過した日以後に出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出しなければならないこととされました（措令25の10の5②四口）。ただし、その4月を経過

した日が、更正の請求の特例（所法153の2）に基づき更正の請求書の提出をした者のその請求に基づく更正の日前である場合には、その更正の日以後に出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出することができます（措令25の10の5②四）。

これは、国外転出時課税制度に係る納税猶予の適用を受けている者が満了基準日の翌日から満了基準日以後4月を経過する日までの間に帰国をした場合には、満了基準日から4月を経過する日までは「納税の猶予に係る期間の満了日における価格下落の場合の更正の請求（所法153の2③）」により出国口座内保管上場株式等について取得価額が変動する可能性があるため、この更正の請求書を提出できる期間が終了するまでは、特定口座への移管ができないこととするものです。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については、従前どおりとされます（改正措令附則2）。

四 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算

確定申告書を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等（措法8の4②）については、申告分離課税を選択したものに限り、以下同じです。）を限度として、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除することとされて

います（措法37の12の2①）。

この損益通算の特例の対象となる「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とは、居住者等が、上場株式等の次に掲げる譲渡をしたことにより生じた金額のうち、その者のその譲渡をした日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額をいいます（旧措法37の12の2②）。

① 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。下記②において同じです。）又は登録金融機関への売委託により行う上場株式等の譲渡

② 金融商品取引業者に対する上場株式等の譲渡

- ③ 登録金融機関又は投資信託委託会社に対する上場株式等の譲渡で一定のもの
- ④ その他一定の上場株式等の譲渡

(2) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

確定申告書を提出する居住者等が、その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この特例の適用を受けて前年以前において控除されたものを除きます。）を有する場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、その確定申告書に係る年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その年分のその上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除することとされています（措法37の12の2⑤）。

この繰越控除の特例の対象となる「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とは、居住者等が、上場株式等の上記(1)①から④までの譲渡をしたことにより生じた損失の金額のうち、その者のその譲渡をした年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額（その年において上記(1)の損益通算の特例の適用を受けて控除されたものを除きます。）をいいます（措法37の12の2⑥）。

2 改正の内容

本特例の対象となる上場株式等の譲渡損失の金額は、適正・公正な価格によって行われた譲渡により生じた損失金額であること等を担保するため

に、金融商品取引業者等に対する売委託の方法による譲渡などの一定の方法による譲渡により生じたものに限られています。他方、国外転出時課税制度（所法60の2）又は贈与等時課税制度（所法60の3）は、国外転出の日又は贈与等の日（以下「国外転出等の日」といいます。）の時価によって有価証券等の譲渡が行われたものとして課税する制度であり、これらの制度により生じた損失金額は時価をベースに算定されたものとなるため、これらの制度の適用により行われたものとみなされた譲渡が本特例の対象となる譲渡の範囲に追加されました（措法37の12の2②十一）。

これにより、国外転出等の日までに生じていた上場株式等の含み損については、国外転出等の日の属する年分の上場株式等に係る配当所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額との損益通算が可能となります。

（注） 国外転出等の日に有していた有価証券等を譲渡せずにその国外転出等の日から5年（又は10年）以内に帰国をした場合等には、国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用を取り消すことができますが、その適用の取消しにより譲渡損失がなかったものとする場合には、修正申告書を提出することとなります（所法151の2、151の3）。この場合には、延滞税等の特例は措置されていません。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については、従前どおりとされています（改正法附則57）。

五 障害者等の少額貯蓄非課税制度の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 非課税貯蓄申込書及び非課税貯蓄相続申込書の提出

障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けようとする者が、金融機関の営業所等の長に、

非課税貯蓄申込書又は非課税貯蓄相続申込書の提出をする場合には、障害者等の身体障害者手帳その他一定の書類（以下「障害者等確認書類」といいます。）及び本人確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしなければならないこととされています（旧所法10②、旧所令

47②、措法4②、措令2の4③）。

この非課税貯蓄申込書には、非課税の適用を受けようとする旨、その提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他一定の事項を記載しなければならないこととされ（旧所令34①、措令2の4③）、非課税貯蓄相続申込書には、非課税の適用を受けている被相続人の預貯金等について引き続き非課税の適用を受けたい旨、その提出者である相続人の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他一定の事項を記載しなければならないこととされてきました（旧所規11②、措規2の5①）。

(2) 本人確認書類の範囲

① 上記(1)の本人確認書類は次の書類とされてきました（旧所規7②）。

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の個人番号カードで提示する日において有効なもの

ロ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の通知カード及び住所等確認書類

ハ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で個人番号の記載のあるもの（提示する日前6月以内に作成されたものに限りま

す。）及び住所等確認書類で住民票の写し等（下記②イの書類）以外のもの

② 上記①ロ及びハの住所等確認書類は次の書類とされてきました（旧所規7③）。

イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（提示する日前6月以内に作成されたものに限りま

す。）
ロ 印鑑証明書
ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

ニ 国民年金手帳

ホ 運転免許証（提示する日において有効なものに限りま

す。）又は運転経歴証明書

ヘ 旅券で提示する日において有効なもの
ト 在留カード又は特別永住者証明書で、提示する日において有効なもの

チ 上記イからトまでに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（提示する日前6月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるもの）にあつては、提示する日において有効なもの）に限りま

(3) 署名用電子証明書等の範囲

上記(1)の署名用電子証明書等とは、次の①から③までの電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）又は情報が記録された電磁的記録とされてきました（旧所法10⑤、224①、所規81の6⑥）。

① 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいいます。）

② 地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいいます。）が行われた上記①の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第1条第1項第2号に規定する個人識別事項をいいます。）に係る情報で、同令第4条第1号の規定により総務大臣が定めるもの

③ 上記①の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

(注) 上記②の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第4条第1号の規定により総務大臣が定めるもの」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第4条第1号の規定に基づき総務大臣が定める情報（平成27年総務省告示第350号）」により、「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）第4の1の(2)のエに規定する署名券面情報」とされています。

2 改正の内容

(1) 非課税貯蓄申込書及び非課税貯蓄相続申込書の記載事項の改正

上記1(1)の非課税貯蓄申込書及び非課税貯蓄相続申込書について、個人番号の記載が不要とされました。

(注) 非課税貯蓄申告書や非課税貯蓄限度額変更申告書には、引き続き個人番号の記載が必要となります。なお、この改正の趣旨については後掲「国税通則法等の改正」の「四 マイナンバー記載の対象書類の見直し」をご参照ください。

(2) 提示すべき書類等の範囲の改正

上記(1)の改正に伴い、金融機関の営業所等の長に、非課税貯蓄申込書又は非課税貯蓄相続申込書を提出する場合には、原則として障害者等確認書類のみを提示することとされました。ただし、その障害者等確認書類にこれらの申込書

を提出する障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、その障害者等確認書類にあわせて住所等確認書類を提示しなければならないこととされました。また、この住所等確認書類の提示に代えて署名用電子証明書等の送信をすることもできることとされています（所法10②、所令41の2①②、47②）。

この場合における住所等確認書類及び署名用電子証明書等は、次のものをいうこととされました（所規7②③）。

① 住所等確認書類

次に掲げる書類でその障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載のあるもの

イ 個人番号カードで提示する日において有効なもの

ロ 上記1(2)②イからチまでに掲げる書類

② 署名用電子証明書等

次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ 署名用電子証明書

ロ 上記イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年4月1日以後に提出する非課税貯蓄申込書又は非課税貯蓄相続申込書について適用し、同日前に提出された非課税貯蓄申込書又は非課税貯蓄相続申込書については従前どおりとされます（改正法附則4、改正所令附則3）。

六 告知又は告知書等に記載をすべき事項等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 告知又は告知書等の提出の際の本人確認書類の提示

次に掲げる告知又は告知書、届出書若しくは申請書（以下「告知書等」といいます。）の提

出をする個人は、その告知又は告知書等の提出をする際、その告知又は告知書等の提出をする相手方に対し、その者の氏名、住所及び個人番号（次の⑨から⑪までの制度については、加えて生年月日）の記載のある本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければ

ならないこととされています。

- ① 利子等・配当等の受領者の告知又は告知書の提出（旧所法224①②、旧所令336①、339①）
- ② 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出（所法224の2、旧所規81の17②）
- ③ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知（旧所法224の3①、旧所令342①）
- ④ 交付金銭等の受領者の告知（所法224の3③、旧所令345③）
- ⑤ 償還金等の受領者の告知（所法224の3④、旧所令346③）
- ⑥ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知（旧所法224の4、旧所令348①）
- ⑦ 先物取引の差金等決済をする者の告知（旧所法224の5①、旧所令350の3①）
- ⑧ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知（旧所法224の6、旧所令350の8①）
- ⑨ 特定口座開設届出書を提出する者の告知（旧措法37の11の3④、旧措令25の10の3①）
- ⑩ 非課税適用確認書の交付申請書又は非課税口座開設届出書を提出する者の告知（旧措法37の14⑦⑪、旧措令25の13⑭～⑯）
- ⑪ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書又は未成年者口座開設届出書を提出する者の告知（旧措法37の14の2⑫⑰、措令25の13の8⑰において準用する旧措令25の13⑭～⑯）
- ⑫ 国外送金等に係る本人口座を開設又は設定する者の告知（国外送金等調書法2六、旧国外送金等調書令3）
- ⑬ 国外証券移管等に係る本人証券口座を開設する者の告知（国外送金等調書法2十三、旧国外送金等調書令3の3）
- ⑭ 国外送金等をする者の告知書の提出（旧国外送金等調書法3①、旧国外送金等調書令5②）
- ⑮ 国外証券移管等をする者の告知書の提出（国外送金等調書法4の2①、旧国外送金等調書令6①）

(2) 本人確認書類の範囲

- ① 個人が告知又は告知書等の提出をする場合に提示すべき上記(1)の本人確認書類の範囲は、概ね次のとおりとされてきました（旧所規81の6①、旧措規18の12③、旧国外送金等調書規4①）。
 - イ 国内に住所を有する個人……その個人の次に掲げるいずれかの書類
 - (イ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の個人番号カードで提示する日において有効なもの
 - (ロ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の通知カード及び住所等確認書類
 - (ハ) 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で個人番号の記載のあるもの（提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。）及び住所等確認書類で住民票の写し等（下記②イの書類）以外のもの
 - ロ 国内に住所を有しない個人
 - (イ) 個人番号を有しない個人……その個人の次に掲げるいずれかの書類
 - i 住所等確認書類（住民票の写し等（下記②イの書類）を除きます。）
 - ii 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの
 - (ロ) 個人番号を有する個人……その個人の上記(イ) i 又は ii に掲げるいずれかの書類及び還付された通知カード又は個人番号カード
- ② 上記①の住所等確認書類は、次の書類とされてきました（旧所規81の6②、旧措規18の12④、旧国外送金等調書規4②）。
 - イ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（提示する日前6月以内に作成されたものに限ります。）
 - ロ 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書
 - ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者

証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

ニ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

ホ 運転免許証（提示する日において有効なものに限ります。）又は運転経歴証明書

ヘ 旅券で提示する日において有効なもの

ト 在留カード又は特別永住者証明書で、提示する日において有効なもの

チ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が提示する日前6月以内のものに限ります。）

リ 上記イからチに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（提示する日前6月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるもの）にあつては、提示する日において有効なもの）に限ります。）

（注1） 上記①及び②の書類は、いずれもその者の氏名及び住所（上記(1)⑨から⑪までの制度では、加えて生年月日）の記載があるものに限ります。

（注2） 上記(1)⑨から⑪までの制度では、上記②ロの戸籍の附票の写し及び上記チに掲げる書類は対象外です。

(3) 署名用電子証明書等の範囲

上記(1)の署名用電子証明書等とは、次の①から③までの電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）又は情報が記録された電磁的記録とされてきました（旧所法224、旧所規81の6⑥、

旧措法37の11の3④、旧措規18の12①、旧国外送金等調書法3①、旧国外送金等調書規4⑥）。

① 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいいます。）

② 地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいいます。）が行われた上記①の署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項第2号に規定する個人識別事項をいいます。）に係る情報で、同令第4条第1号の規定により総務大臣が定めるもの

③ 上記①の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、住所及び個人番号に係るもの

（注） 上記②の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第4条第1号の規定により総務大臣が定めるもの」については、前述「五障害者等の少額貯蓄非課税制度の改正」の1(3)(注)をご参照ください。

(4) 特定株式投資信託等の配当等に係るみなし告知

国内において配当等につき支払を受ける者は、その配当等の支払の確定する日までに、その確定の都度（無記名の受益証券に係る配当等はその支払を受ける際）、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、支払事務取扱者等に告知し、又はこれらの事項を記載した告知書の提出をしなければならないこととされています（旧所法224①②、旧所令336①、337①②、338①、339①⑨、旧所規81の8①、81の12①）。

ただし、特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の配当等の支払を受ける者が、その投資

信託約款に定めるところにより、その受益権に係る収益の分配の受領者としてその支払事務取扱者等に登録する際に上記の告知をしている場合には、その後には支払を受ける配当等については、上記の事項の告知をしたものとみなすこととされています（旧所令336②五、339⑧、旧所規81の5、81の9⑥）。

- ① 上記の特定株式投資信託とは、信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうちその委託者指図型投資信託約款（その証券投資信託が外国投資信託である場合には、金融商品取引所の上場に関する規則）に、収益の分配の支払は、収益の分配に係る計算期間の終了する日において受益者としてその氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が受託者（その証券投資信託が外国投資信託である場合には、売買決済の委託を受けた法人）に登録されている者に対して行われること、その受益権が金融商品取引所に上場されていることその他一定の要件を満たすものをいうこととされました（旧所令336②五、旧所規81の5①）。
- ② 上記の特定不動産投資信託は、証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもののうちその委託者指図型投資信託約款に、収益の分配の支払は、収益の分配に係る計算期間の終了する日において受益者としてその氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が受託者に登録されている者に対して行われること、その受益権が金融商品取引所に上場されていることその他一定の要件を満たすものをいうこととされました（旧所令336②五、旧所規81の5②）。

2 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、個人番号が記載された書類を保存する際には安全管理措置を講ずることが定められており、その事務実施者は適切な処理を求められることとなります。また、個人

が金融機関等と継続して取引をしている場合には、その者がその金融機関等に対して反復して個人番号の告知や個人番号を記載した書類の提出をすることも想定されるため、納税者及び事務実施者の事務負担等を考慮し、個人番号の告知方法等についての特例が設けられました。具体的には次のとおりです。

(1) 番号既告知者に係る個人番号の告知の特例の創設

- ① 上記1(1)の告知又は告知書等の提出を受ける者がその告知又は告知書等の提出をする者の個人番号その他一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知又は告知書等の提出をする者は、その者の個人番号の告知又は告知書等への記載を要しないこととされました。ただし、その告知又は告知書等の提出をする者の氏名、住所又は個人番号が、その帳簿に記載されたその者の氏名、住所又は個人番号と異なる場合には、改めてこれらの事項について告知等を行うことが必要となります（所法224①、224の3①、224の4①、224の5①、224の6、措法37の11の3④、37の14⑥一・⑦⑪、37の14の2⑫⑬⑰、国外送金等調書法3①、4の2①、所令336①②④、338①～③、339①⑨、342①④、344①、345①⑤⑥、346①⑤⑥、348①④、350①、350の3①④、350の5①、350の8①④、350の10①、措令25の10の3①⑤、25の13⑬⑮⑰、25の13の8⑰、国外送金等調書令3、3の3、5②、6①、9の3③、9の4①、所規81の9①、81の17①⑤、国外送金等調書規3①⑥）。
- ② 上記①の帳簿に記載すべき一定の事項は、次のものです。また、この帳簿は、その閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（所規81の6⑦⑧、81の9②、81の17⑥、81の20③、81の25③、81の29③、81の33③、81の36③、81の38②、措規18の12⑥⑦、18の15の3⑨⑩⑭、18の15の10⑰、国外送金等調書規3②③⑦、

5①、11の2②）。

イ 本人確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をした者の氏名、住所及び個人番号

ロ その提示又は送信を受けた年月日及びその提示を受けた本人確認書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨

ハ その他参考となるべき事項

(注) 上記の帳簿は、その告知等をする者から本人確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限られます。

(2) 提示すべき書類等の範囲の改正

① 上記(1)の帳簿に個人番号等が記載されている者（番号既告知者）が提示又は送信をしなければならない本人確認書類又は署名用電子証明書等は次のとおりとされました（所規81の6①三・⑥二、措規18の12①二・③三、国外送金等調書規4①三・⑥二）。

イ 本人確認書類……次に掲げる書類でその障害者等の氏名及び住所の記載のあるもの

(イ) 個人番号カードで提示する日において有効なもの

(ロ) 上記1(2)②イからりまでに掲げる書類

ロ 署名用電子証明書等……次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

(イ) 署名用電子証明書

(ロ) 上記(イ)の署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名及び住所に係るもの

(注) 上記1(1)⑨から⑪までの制度では、上記イの本人確認書類及びロの署名用電子証明書等に、その番号既告知者の生年月日の記載又は記録がされていることが必要となります。

② 上記1(1)①から⑪までの制度における国内に住所を有しない個人に係る本人確認書類のうち、上記1(2)①ロ(イ)iiの「官公署から発行

され、又は発給された書類その他これらに類するもの」については、提示をする日前6月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるもの）にあつては、提示する日において有効なものに限ることとされました（所規81の6①二イ・②十、措規18の12③二イ・④九）。

(注) 上記1(1)⑫から⑮までの制度における上記1(2)①ロ(イ)iiの書類には、改正前より上記の要件が付されています。

(3) 特定株式投資信託等の要件の改正

上場株式等の配当等について、その支払の取扱者を通じて交付がされる場合には、その収益の分配に係る配当等の支払調書の提出及び支払通知書の交付は受託者に代わりその支払の取扱者が行うこととする特例が設けられています（措令4の6の2⑨）。上記1(4)①の特定株式投資信託又は②の特定不動産投資信託は、その受益権が金融商品取引所に上場されていることがその要件とされているため、これらの投資信託の収益の分配についても、この支払調書の提出等の特例の適用対象となります。

このため、特定株式投資信託及び特定不動産投資信託の収益の分配が支払の取扱者を通じて行われる場合には、受託者において支払調書の提出等のために個人番号又は法人番号の登録を受ける必要性は低いことを考慮し、特定株式投資信託及び特定不動産投資信託に係る上記1(4)①及び②の要件について、支払の取扱者を通じて収益の分配の交付を受ける者については、受託者に対するその収益の分配の支払を受ける者の個人番号及び法人番号の登録は不要とされました（所規81の5①一ハ・チ・②二）。

(注1) 上記の支払の取扱者とは、上場株式等の配当等の支払を受ける者のその上場株式等の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理（業務として又は業務に関連して国内においてするものに限り。）をする者であつて証券会社、銀行等の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律に規定する口座管

理機関をいいます。）であるものをいいます（措法9の3の2①）。

（注2） 利子所得等に係る支払調書の特例（措法3の2）の対象となる特定株式投資信託の要件についても、同様の改正が行われています（措令2七）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)及び(2)の改正は、平成28年4月1日以後に支払の確定する利子等、同日以後に行われる株式等の譲渡等、同日以後に提出をする特定口座開設届出書等若しくは告知書又は同日以

後に行う本人口座等に係る確認について適用し、同日前に支払の確定した利子等、同日前に行われた株式等の譲渡等、同日前に提出をした特定口座開設届出書等若しくは告知書又は同日前に行った本人口座等に係る確認については従前どおりとされます（改正法附則19、71、73①⑤、129、改正所令附則16、改正国外送金等調書令附則②、改正所規附則12）。

(2) 上記2(3)の改正は、平成28年4月1日以後に支払の確定する配当等について適用し、同日前に支払の確定した配当等については従前どおりとされます（改正措令附則3、改正所規附則11）。

七 無記名公社債の利子等の帰属に関する特則の廃止

1 廃止前の制度の概要

無記名の公社債、無記名の株式（無記名の公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券及び無記名の社債的受益権に係る受益証券を含みます。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券については、その元本の所有者以外の者が利子、剰余金の配当又は収益の分配（以下「利子等」といいます。）の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受けるものとみなして、所得税法の規定を適用することとされてきました（旧所法14①）。

2 廃止の趣旨等

本制度は、無記名の公社債等の所有者が利払い

の前に利札を切り離して譲渡した場合におけるその譲渡による所得と、公社債等の譲渡をせずに引き続き所有していた場合の所得との課税関係を調整するものとの説明がなされてきましたが、平成25年度税制改正により、平成28年1月から公社債等の譲渡についても20%申告分離により課税されることとなったこと等を踏まえ、本制度は廃止することとされました。

3 適用関係

上記2の改正は、平成28年4月1日前に支払を受ける利子等については、従前どおりとされます（改正法附則5）。

八 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

① 先物取引に係る雑所得等の申告分離課税
居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、次に掲

げる先物取引をし、かつ、その先物取引の区分に応じ、それぞれ次に定める差金等決済をした場合には、その差金等決済に係るその先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分して15%（他に個人住民税5%）の税率で課税することとさ

れていました（旧措法41の14①）。

イ 商品先物取引等（商品先物取引法第2条第3項第1号から第4号までに掲げる取引で同項に規定する先物取引に該当するもののうち一定のもの又は同条第14項第1号から第5号までに掲げる取引で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するもののうち一定のものをいいます。）……その商品先物取引等の決済（その商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除きます。）

ロ 金融商品先物取引等（金融商品取引法第2条第21項第1号から第3号までに掲げる取引で同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するもののうち一定のもの又は同条第22項第1号から第4号までに掲げる取引で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもののうち一定のものをいいます。）……その金融商品先物取引等の決済（その金融商品先物取引等に係る金融商品の受渡しが行われることとなるものを除きます。）

ハ 金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券（外国金融商品市場において行う取引であって同条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除きます。）の取得……平成22年1月1日以後に行うその有価証券に表示される権利の行使（その行使により金融商品の受渡しが行われることとなるものを除きます。）若しくは放棄又はその有価証券の譲渡（金融商品取引業者に対するもの等に限ります。）

（注）上記ハの有価証券には、カバードワラントが該当します。

② 先物取引に係る雑所得等の金額の計算

申告分離課税の対象とされる「先物取引に係る雑所得等の金額」は、差金等決済に係る先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（先物取引に

よる総収入金額から、その先物取引の差金等決済に係る先物取引に要した委託手数料及びその他の経費の額の合計額を控除した金額）とされています。

また、先物取引の差金等決済により損失が生じたときは、その損失は他の差金等決済に係る先物取引による所得との間でのみ通算できる（先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失があるときは、他の先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額から控除することができる）こととされており、その差金等決済に係る先物取引による所得以外の他の所得から控除することはできないこととされています（旧措法41の14①、措令26の23①）。

なお、このように計算した結果、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上なお損失が生じる場合には、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、その損失の金額はなかったものとみなされます。

- (2) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
確定申告書を提出する居住者等が、その年の前年以前3年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除により既に前年以前に控除されたものを除きます。）を有する場合には、上記(1)②のその損失の金額はなかったものとする原則にかかわらず、その先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、その確定申告書に係る年分の先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、その先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除できることとされています（措法41の15①②）。

2 改正の内容

平成23年度税制改正において、店頭商品デリバティブ取引や店頭デリバティブ取引に係る所得が本特例の対象とされたところですが、これは、商

品先物取引法においては取引所取引及び店頭取引を通じた横断的な規制体系が整備され、金融商品取引法においては店頭デリバティブ取引について市場デリバティブ取引と同様の証拠金規制等が整備されるなど、店頭取引についても投資家保護策が講じられてきていること等を踏まえたものです。

ところが、近年、金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録をしていない海外に所在する業者が、インターネット取引によって日本の居住者を相手方として店頭取引等を行うケースが見受けられ、投資家とのトラブルが生じています。こうした海外の無登録業者との取引は適切な投資家保護が確保できない取引であることから、無登録業者との取引を本特例の対象外とする観点から次の改正が行われました（措法41の14①一・二）。

(1) 上記1(1)①イの商品先物取引等のうち店頭商

品デリバティブ取引については、商品先物取引法に規定する商品先物取引業者を相手方として行う取引に限ることとされました。

(2) 上記1(1)①ロの金融商品先物取引等のうち店頭デリバティブ取引については、金融商品取引法に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）又は登録金融機関を相手方として行う取引に限ることとされました。

3 適用関係

上記2の改正は、個人が平成28年10月1日以後に行う先物取引について適用し、同日前に行う先物取引については従前どおりとされます（改正法附則79）。

九 特定の取締役等が受ける特定外国新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の廃止

1 廃止前の制度の概要

会社法に相当する外国の法令の規定に基づく株主総会の決議、取締役会の承認その他これらに類するもの（以下「決議等」といいます。）により新株予約権（その決議等に基づき金銭の払込みをさせないで発行されたものに限ります。）を与えられる者とされたその決議等（以下「付与決議等」といいます。）のあった特定外国株式会社が設立した認定研究開発事業者若しくは認定統括事業者の取締役等又はその取締役等の権利承継相続人が、その付与決議等に基づきその特定外国株式会社と取締役等との間に締結された一定の契約により与えられた特定外国新株予約権をその契約に従って行使することによりその特定外国新株予約権に係る株式の取得をした場合には、その株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さないこととされていました（旧措法29の3①本文）。

この「特定外国株式会社」とは、特定多国籍企

業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日（平成24年11月1日）から平成28年3月31日までの間に同法第4条第1項の規定による研究開発事業計画の認定又は同法第6条第1項の規定による統括事業計画の認定を受けた会社の親法人である外国法人で株式会社と同種類のものとされていました。

2 廃止の内容

本特例は、利用状況を勘案し、適用期限（平成28年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法29の3）。

3 適用関係

上記2の改正は、取締役等又は権利承継相続人が平成28年4月1日前行った特定外国新株予約権の行使については従前どおりとされます（改正法附則68）。

十 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等

平成15年4月1日以後に、特定中小会社の設立の際等に発行された特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、その特定株式を払込みにより取得をした場合における一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）の適用については、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中にその払込みにより取得をした特定株式（その年12月31日において有するものに限ります。）の取得に要した金額の合計額を控除することとされています（旧措法37の13①）。

この特例の適用を受けた場合には、その適用を受けた年の翌年以後のその適用を受けた特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額については、その特例により控除した金額に相当する金額を圧縮（減額）することとされています（措法37の13③、措令25の12⑦）。

(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等

① 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等について、その特定中小会社の設立の日からその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの間に、その特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算結了等の事実が発生したときは、その損失の金額は、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その特定株式の譲渡をしたことにより生

じた損失の金額とみなすこととされています（措法37の13の2①）。

② 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等が、その取得の日からその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの間にその特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡をした日の属する年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても控除しきれない金額を有するときは、その控除しきれない金額についてその年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除をし、なお控除しきれない金額について、その年の翌年以後3年内の各年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除ができることとされています（措法37の13の2④⑦）。

(3) 特定中小会社及び特定株式の意義

上記(1)及び(2)の特例の適用対象となる「特定中小会社」とは次に掲げる株式会社をいい、「特定株式」とはその株式会社の区分に応じそれぞれ次に定める株式をいうこととされています（旧措法37の13①）。

① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社……その株式会社により発行される株式

② 内国法人のうち、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者である株式会社……その株式会社により発行される株式で投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（一定の要件を満たすものに限り、）に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得をされるもの

③ 内国法人のうち、金融商品取引法に規定する認可金融商品取引業協会の規則においてそ

の事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する株式会社であって、その設立の日以後10年を経過していない中小企業者……その株式会社により発行される株式でその規則においてその株式を取り扱うことができることとされている金融商品取引業者を通じて取得をされるもの

- ④ 内国法人のうち、地域再生法の認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社（平成28年3月31日までに同法による認定地方公共団体の確認を受けたものに限り。）であって中小企業者に該当するものとして一定の要件を満たすもの……その株式会社により発行される株式で、認定地方公共団体の確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの
- ⑤ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの……その指定会社により発行される株式

2 改正の内容

平成27年8月10日に施行された「地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）」においては、中山間地域等における小さな拠点（コンパクトビレッジ）形成に資する事業が新たに特定地域再生事業として位置づけられ、平成28年度税制改正において当該事業を行う株式会社が「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41の19）」の対象となる株式会社に追加されたことに伴い、本特例の対象となる特定中小会社の範囲から、上記1(3)④の特定地域再生事業を行う株式会社が除外されました（旧措法37の13①四）。

3 適用関係

上記2の改正は、居住者等が平成28年4月1日前に払込みにより取得をした地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社が発行した特定株式については、従前どおりとされます（改正法附則72）。

十一 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、特定新規中小会社の特定新規株式を払込み（その発行に際してするものに限り。）により取得をした場合において、その居住者等がその年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するものに限り。）の取得に要した金額（その金額の合計額は1,000万円が限度とされます。）については、寄附金控除を適用することができることとされています（旧措法41の19①）。

なお、この特例の適用を受けた場合には、その適用を受けた年の翌年以後のその適用を受けた特定新規株式に係る同一銘柄株式の取得価額については、その特例により控除した金額に相当する金額を圧縮（減額）することとされています（措法41の19③、措令26の28の3⑥）。

- (2) 上記(1)の特例の適用対象となる「特定新規中小会社」とは次に掲げる株式会社をいい、「特定新規株式」とはその株式会社の区分に応じそれぞれ次に定める株式をいいます（旧措法41の19①）。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立年数が1年未満

であるなど一定のものに限ります。）……その株式会社により発行される株式

- ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの……その指定会社により発行される株式でその指定の日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの
- ③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの……その指定会社により発行される株式
- ④ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社……その株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成27年8月3日）から平成30年3月31日までの間に発行されるもの

2 改正の内容

(1) 特定新規中小会社及び特定新規株式の追加

平成26年末に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し取り組み、各地域において自律的で持続的な社会の創生を推進する観点から、各種生活サービス機能の提供を維持するコンパクトビレッジ、いわゆる小さな拠点形成することにより中山間地域等における持続可能な地域づくりを促進すること等を内容とした「地域再生法の一部を改正する法律案」が第189回国会に提出され、同法案は平成27年6月19日に可決・成立し、同月26日に法律第49号として公布され、同年8月10日から施行されています。

これまで地域再生法の認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式を払込みにより取得した個人に対しては、地域再生法第16条の課

税の特例の適用に関する規定に基づき前述の「十 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（措法37の13、37の13の2）」の適用対象とすることにより当該株式会社への個人投資家による資金供給を促進し税制面における支援策を講じていたところですが、上記の地域再生法の改正を踏まえて、適用対象となる株式会社を、認定地域再生計画において定めた集落生活圏内で「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に改めた上で、本特例の対象とすることとされました。

具体的には、この特例の適用対象となる特定新規中小会社の範囲に、内国法人のうち地域再生法の認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業を行う株式会社で、地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して常時雇用する従業員の数その他一定の要件を満たすことについて平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に認定地方公共団体の確認を受けたものが追加され、特定新規株式の範囲に、この株式会社により発行される株式でその確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものが追加されました（措法41の19①五）。

（注） 認定地方公共団体とは、作成した地域再生計画につき内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体をいい、認定地域再生計画とは、その認定を受けた地域再生計画をいいます（地域再生法7①、8①）。

この特例の対象となるためには、次の要件を満たす必要があります。

① 対象事業の要件

この特例の対象となる株式会社が行うべき認定地域再生計画に記載されている一定の特定地域再生事業は、地域における特定政策課題（地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題をいいます。）の解決に資する事業のうち、地域における住民

の生活及び産業の振興の拠点（地域再生拠点）の形成を図るために行う次に掲げる事業（特定地域再生事業）で株式会社により行われるものをいいます（地域再生法5④四口、地域再生法施行規則7）。

イ 集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業（特産物の販売、地域資源を活用したツアー等）

ロ 集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業（コミュニティバスの運行、図書館の運営等）

（注）上記の集落生活圏とは、自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域（市街化区域の区域及び区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域内の用途地域が定められている土地の区域を除きます。）をいいます。

② 株式会社の要件

この特例の対象となる株式会社は、次の要件に該当することについて、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に、認定地方公共団体の確認を受けた株式会社です（措法41の19①五、地域再生法16、地域再生法施行規則23）。

イ 常時雇用する従業員の数が2人以上であること。

ロ 認定地域再生計画に記載されている上記①の事業を専ら行う株式会社（上記①ロの事業を専ら行うものを除きます。）であること。

ハ 中小企業基本法の中小企業者に該当する会社のうち、次のいずれにも該当するものであること。

（イ）その設立の日以後10年を経過していないこと。

（ロ）認定地方公共団体の確認の申請の日の

属する事業年度の前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%を超えていないこと（ただし、その会社がその申請の日の属する事業年度に設立された場合は、この要件は適用されません。）。

ニ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと。

ホ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。

ヘ 次に掲げる会社以外の会社であること。

（イ）発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が同一の大規模法人及びその大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

（ロ）発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及びその大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

ト その会社の営む事業が公序良俗に反しておらず、かつ、風俗営業に該当しないこと。

チ 個人からの金銭の払込みを受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（以下「株式投資契約」といいます。）を締結する株式会社であること。

リ その認定地域再生計画について認定地方公共団体から確認書の交付を受けた株式会社で有効期限が満了していないものがない場合において、その認定地方公共団体の確認を受けようとする株式会社であること。

（注）認定地方公共団体が確認書を交付する場合には、確認の日から起算して3年を超えない範囲内において有効期限を付することとされています（地域再生法施行規則24③⑤）。

③ 株式の要件

この特例の対象となる株式は、株式会社が上記②の確認を受けた日から3年以内に発行する株式です。また、その株式会社と払込み

をする居住者等との株式投資契約（上記②チ参照）の締結日においてその株式会社が上記②のイからチまでの要件及び次に掲げる要件を満たす必要があります（措法41の19①五、地域再生法施行規則26）。

イ 設立の日以後10年を経過していないこと。

ロ 常時雇用する従業員の数が、認定地方公共団体の確認の日における常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。

ハ 常時雇用する従業員の数が、その締結日の属する事業年度の直前の事業年度末における常時雇用する従業員の数に比べて2人（その株式会社が中小企業基本法の商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む会社である場合には1人）以上増加していること（ただし、確認の申請の日の属する事業年度に払込みを受ける場合は、この要件は適用されません。）。

④ 適用対象者の要件

この特例の適用対象者は、特定新規株式を払込みにより取得をした居住者等です。ただし、次に掲げる者は、この特例の適用対象者には含まれません（措法41の19①前段、措令26の28の3①、措規19の11①～④）。

イ 法人税法第2条第10号に規定する同族会社に該当する特定新規中小会社の株主のうち、その特定新規株式の払込みの期日（以下「基準日」といいます。）において、その者を法人税法施行令第71条第1項の役員であるとした場合に同項第5号イに掲げる要件を満たすこととなるその株主

ロ その特定新規株式を発行した株式会社の設立に際し、その株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下「特定事業主であった者」といいます。）

ハ 特定事業主であった者の親族

ニ 特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ホ 特定事業主であった者の使用人

ヘ 特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（上記ハからホまでに掲げる者を除きます。）

ト 上記ニからヘまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

チ 上記②の株式会社との間で株式投資契約（上記②チ参照）を締結していない者（上記イからトまでに掲げる者を除きます。）

⑤ 特例の適用を受けるために確定申告書に添付すべき書類等

上記②の要件を満たす特定新規中小会社により発行される株式について、この特例の適用を受けるためには、確定申告書に次の書類を添付しなければならないこととされています（措令26の28の3⑨、措規19の11⑦）。

イ 特定新規中小会社から交付を受けた認定地方公共団体のその特定新規株式に係る基準日において次の(イ)から(ハ)までに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（次の(ニ)に掲げる事項の記載があるものに限りです。）

(イ) その株式会社が認定地方公共団体の確認の日において上記②イからチまでの要件を満たすものであり、かつ、株式投資契約（上記②チ参照）の締結時において上記③イからハまでの要件を満たすものであること。

(ロ) 居住者等が取得をした株式が、その株式会社が認定地方公共団体の確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されたものであること。

(ハ) 特定新規株式の取得が、その居住者等と株式会社との間で締結された株式投資契約（上記②チ参照）に基づき払込みによりされたものであること。

(ニ) その居住者等の氏名及び住所、払込みにより取得がされた特定新規株式の数及びその特定新規株式と引き換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

ロ 居住者等がその特定新規株式に係る基準日において上記④イからトまでに掲げる者

に該当しないことの確認をした旨を証する書類

ハ その特定新規中小会社（特定新規中小会社であった株式会社を含みます。）から交付を受けたその特定新規株式を払込みにより取得をした居住者等が有するその特定新規中小会社の株式のその取得の時（その取得の時間が複数あるときは、その最初の取得の時）以後のその株式の異動に関する事項がその異動ごとに記載されたもの

ニ 株式投資契約（上記②チ参照）に係る契約書の写し

ホ 控除対象特定新規株式数の計算に関する明細書

ヘ 適用控除対象特定新規株式に係る寄附金控除の金額の計算に関する明細書

(2) 総合特別区域法の指定会社に係る要件の見直し等

① 指定会社の要件の見直し

新たにこの特例の対象となった上記(1)②の株式会社が行う事業の実施地域（上記(1)①（注）参照）との棲み分けを図る観点から、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内

閣府令（平成28年内閣府令第28号。以下「改正総合特別区域法」といいます。）により上記1(2)②の総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社が行う特定地域活性化事業の実施区域が限定され、地域活性化総合特別区域のうち市街化区域の区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域内の用途地域が定められている土地の区域内のみとされました（総合特別区域法施行規則33二）。

② 適用期限の延長

総合特別区域法の指定会社に係る同法の指定期限が、平成30年3月31日まで2年延長されました（措法41の19①二）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式会社が、その確認を受けた日から3年以内に発行する特定新規株式について適用されます（措法41の19①五）。

(2) 上記2(2)①の改正は、平成28年4月1日から施行されています（改正総合特別区域法附則）。

十二 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 国内に営業所を有する銀行その他の金融機関（以下「金融機関」といいます。）が支払を受ける公社債若しくは預貯金の利子、合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配又は社債的受益権の剰余金の配当で次に掲げるものについては、所得税の源泉徴収を行わないこととされています（措法8①）。

① 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（以下「振替口座簿」といいます。）に記載又は記録がされた公社債の利子

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関のその記載又は記録がされた公社債の利子で一定のものを除きます。）

② 金融機関に対する預貯金の利子（一定のものを除きます。）

③ 金融機関を委託者とし、かつ、その金融機関を受益者とする合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配でその委託した期間（貸付信託の収益の分配については、その受益証券が引き続き記名式であった、又は振替口座簿に記載若しくは記録がされて

いた期間）内に生じたもの

- ④ 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関のその記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当で一定のものを除きます。）

- (2) 上記(1)の国内に営業所を有する銀行その他の金融機関は、銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び株式会社商工組合中央金庫並びに生命保険会社、損害保険会社、信託会社（信託業法第3条又は第53条第1項の免許を受けたものに限り）、農林中央金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会、共済水産業協同組合連合会、信用協同組合連合会及び株式会社日本政策投資銀行とされていました（旧措令3の3①）。

2 改正の内容

「独立行政法人等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、独立行政法人日本貿易保険を政府全額出資の特殊会社に移行しつつ、貿易再保険特別会計を平成28年度末までに廃止し、同特別会計を株式会社日本貿易保険に移管するとともに、「各独立行政法人の統廃合等に

係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）において、日本貿易保険は、平成29年4月に特殊会社化することが決定されていました。これらの内容を含む「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が第189回国会に提出され、可決・成立し、平成27年7月17日に法律第59号として公布されています。

日本貿易保険は、これまで所得税法別表第1に掲げる独立行政法人に該当し、その支払を受ける利子等や配当等について所得税が課されないこととされていましたが（所法11①）、今般の貿易保険法の改正により特殊会社化され所得税法別表第1に掲げる法人には該当しないこととなります。しかしながら、特殊会社化後も既に本特例の対象となっている損害保険会社と類似の業務を行うこと等に鑑み、上記1(2)の金融機関の範囲に株式会社日本貿易保険が加えられました（措令3の3①）。

（注） この改正は平成27年度税制改正大綱において決定されたものですが、上記法律案の成立時期を考慮し、平成28年度税制改正の関係法令において政令改正が行われています。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後に支払を受けるべき利子等について適用されます（改正措令附則6）。